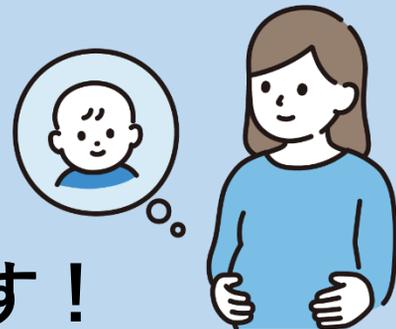


戸田市の国民健康保険に加入している方へ



産前産後期間の 国民健康保険税が軽減されます！

軽減の対象となる方

戸田市の国民健康保険に加入している方のうち…

- 出産予定の方
※届出は出産予定日の6か月前から可能です。
- 令和5年11月以降に、妊娠85日（4か月）以降で出産した方
（死産・流産・人工妊娠中絶含む）

軽減となる期間

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険税が軽減されます。
- 多胎妊娠（二人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税が軽減されます。

※令和5年度においては産前産後期間のうち令和6年1月以降の分だけが軽減対象となります。

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の場合			■	■	■	
多胎の場合	■	■	■	■	■	

※色のついた期間が軽減期間です。

届出方法

下記の必要書類をご用意の上、郵送または保険年金課窓口で届け出てください。

※戸田公園駅前行政センター・美笹支所では受付していません。

- ①届出書
（右QRコードリンク先よりダウンロード可能）
- ②母子健康手帳の写し
（表紙および出産予定日又は出産日の確認できるページ）



制度の詳細・申請書の
ダウンロードはこちら

お問い合わせ 戸田市役所 保険年金課 国保賦課担当（本庁舎2階7番窓口）

〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話048-441-1800（内線247・266）

産前産後期間の国民健康保険税 軽減の届出をされた方へ



届出の翌月に世帯主あてに税額の変更通知書を送付します

変更となる前の税額で納付いただき、納めすぎとなる場合は翌月末以降に【収納推進課 管理担当】より過誤納金に関する通知書を送付します。

【収納推進課 管理担当】 048-441-1800（内線222・236）

税額の変更のしくみ

- ・ 軽減期間にかかる国民健康保険税は、原則、納期限未到来の期別から変更となります。産前産後期間に納期限の来る期別が全て軽減されるわけではありませんのでご注意ください。
- ・ 国民健康保険税は、納期1期分＝加入期間1か月分ではないため、再計算されるまでは税額が確定しません。届出をした月の納期限分までは、お手元の納付書でお納めください。
- ・ 低所得者軽減や離職軽減等の軽減を受けている場合は、軽減後の税額を対象として軽減します。

軽減期間が年度をまたぐ場合について

- ・ 2～4月の間に出産する方は、軽減対象期間が2年度分に分かれます。
- ・ 軽減は年度ごとに行います。産前産後期間が年度をまたぐ場合の4月以降の国民健康保険税は、7月中旬ごろに通知されます。あらかじめ軽減し通知しますので、新たな届出は不要です。